

## 神戸市文化芸術団体支援事業助成金交付要綱

平成 31 年 4 月 25 日 市民参画推進局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民が文化芸術に触れる機会を充実させることを目的として、広く文化芸術の鑑賞機会を提供する事業を主体的に実施している団体の活動に対し、市がその経費の一部を助成（以下「助成金」という。）するにあたり、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(対象団体)

第 2 条 助成金の交付対象となる団体は、神戸市文化芸術団体支援事業団体登録要綱に基づき、あらかじめ市に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

(対象経費)

第 3 条 助成金の対象となる経費は、団体の活動に要する申請年度の事業費、管理費とする。ただし、租税公課、減価償却費、食糧費、交際費、諸謝金（事業にかかる経費の場合を除く）、退職給付費用、役員報酬、福利厚生費及び雑費、本市または本市外郭団体から請け負った委託事業に伴う支払い経費及び補助金等を財源として支出した経費、その他市長が不相当と認めた経費については、助成対象外とする。

(助成金の財源)

第 4 条 助成金は、「神戸市文化芸術団体支援事業」に対して、ふるさと納税を通じて募集した寄附金（以下「寄附金」という。）を財源とする。

2 前項に規定する寄附金の寄附者は、支援する登録団体を希望することができる。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、寄附金から原則 1 割を本事業に必要な経費（事務費）として差し引いた額を上限とし、助成対象経費の範囲内で市長が決定するものとする。

2 前項に定める助成金の額は、1 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 寄附者の希望に対する配慮は、当該寄附のあった日の属する年度から起算して翌年度までの間に行うものとする。

(交付申請)

第 6 条 登録団体は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき助成金の交付を申請するときには、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 助成金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(交付予定の通知)

第 7 条 市長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、助成の可否を決定し、適当と認める場合は、助成金交付予定通知書（様式第 2 号）により申請団体に対し通知する。

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、助成金不交付通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(助成対象事業の変更等)

第 8 条 前条第 1 項の助成金交付予定通知書を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業変更承認申請

書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

（1）助成目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる経費配分の変更

（2）助成目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる事業計画の変更

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成事業変更承認決定通知書（様式第6号）、又は助成事業中止・廃止承認決定通知書（様式第7号）により、助成団体に通知するものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、補助金規則第6条による、助成金の交付決定を行うときは、助成金交付決定通知書（様式第8号）により助成団体に通知するものとする。

（助成金の概算払の請求）

第10条 助成団体は、前条の助成金交付決定通知書を受けとったときは、助成金概算払請求書（様式第9号）を市長の定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は、速やかに助成金を助成団体に支払うものとする。

（実績報告書等の提出）

第11条 助成団体は、補助金規則第15条に基づき、助成事業の実績報告をするときは、次に掲げる書類を、当該助成活動の属する年度の終了後1ヶ月以内に、市長に提出しなければならない。なお、中止、廃止の承認を受けた場合は、助成事業実績報告書を、10日以内に市長に提出しなければならない。

（1）助成事業実績報告書（様式第10号）

（2）助成金の交付決定額（前期及び後期の合計）とその精算額が分かる書類

（3）活動実施報告書

（4）収支決算書

（助成金額の確定等）

第12条 市長は、補助金規則第16条による、助成金の交付額の確定を行ったときは、助成金額確定通知書（様式第11号）により速やかに助成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成団体に確定した交付額を超える額の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による通知を受けた助成団体は、通知を受けた日から10日以内に、返還金を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金規則第19条により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を助成金交付決定（取消・変更）通知書（様式第12号）により当該助成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を決めて助成金等を返還させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。